

建設工事の低入札価格調査制度等の改正について（お知らせ） ～調査基準価格の設定等に用いる係数の改正～

令和 8 年 3 月
山 口 県

このたび、「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容

調査基準価格の設定（山口県低入札価格調査実施要領）及び最低制限価格の算定（山口県建設工事最低制限価格制度実施要領）に用いる係数を下記のとおり改正します。

区 分	改正前（現行）	改正後	対象工事
共通仮設費	9 / 10	10 / 10	・土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）
一般管理費等	7 / 10	7.5 / 10	・営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）
機器単体費	9.2 / 10	9.55 / 10	・土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

※直接工事費、現場管理費に用いる係数の改正はありません。

2 適用年月日

令和 8 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。

※要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>